

計画に基づく取組の実施状況及び女性の 職業生活における活躍に関する情報の公表

【令和6(2024)年6月】

市長
教育委員会
議会議長
選挙管理委員会
公平委員会
代表監査委員
農業委員会
固定資産評価審査委員会
病院事業管理者

これは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条第6項及第21条の規定に基づき、計画の目標値に対する実施状況及び女性の職業生活における活躍に関する情報を公表するものです。

【公表する内容の基準時期】

職員数及び割合については令和5(2023)年4月1日時点とします。休暇の取得や時間外勤務の状況については、令和5(2023)年度の実績によるものとします。

【公表する内容】

- 1 職員に占める女性職員の割合
- 2 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- 3 各役職段階に占める女性職員の割合
- 4 採用した職員に占める女性職員の割合
- 5 男女別の育児休業取得率
- 6 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率
- 7 職員一人当たりの一月当りの時間外勤務の状況
- 8 職員一人当たりの年次有給休暇取得率

1 職員のうち、女性職員の割合

職区分	女性職員の割合	【参考】令和4年度
行政職	42.8%	41.9%
全 体	59.5%	59.1%

※職区分について

任用形態や勤務形態が同じ職の区分（職員のまとまり）として「行政職」とその他の職種に分けています。

「行政職」とは、主に事務的な業務に従事する職員です。

その他の職種とは、保健業務に携わる保健師や建築や土木業務に携わる技師、保育園等に勤務する保育士、市民病院に勤務する医療関係の従事者などです。このことは、以下の項目についても共通です。

事業主からのコメント

行政職について、以前は男性職員が多数を占めていましたが、女性職員の採用が増えて、全体に占める女性職員の割合が高くなってきました。40歳以下の職員における女性職員の割合は、56.5%となっており、女性が多く活躍する職種になっています。

市全体では、保育士や市民病院で勤務する看護師など、多くの女性職員が活躍している職種があることから、女性職員の割合が高くなっています。

2 管理職（課長級以上）のうち、女性職員の割合

職区分	女性職員の割合	【参考】令和4年度
行政職	7.4%	9.3%
全 体	26.5%	27.7%

事業主からのコメント

管理職に占める女性職員の割合は、全体に占める女性職員の割合と比べて低くなっています。管理職への登用は、職務経験、政策形成や組織統率力などを有する人材としており、管理職候補の対象となる女性職員の人材育成を図っていきます。

3 各役職段階に占める女性職員の割合

職区分		女性職員の割合	【参考】令和4年度
行政職	監督職	27.3%	24.0%
	一般職	61.3%	60.4%
全 体	監督職	40.0%	39.7%
	一般職	73.4%	72.7%

※監督職は、副主幹級及び主任主査級の職員

一般職は、主査級及び主事級の職員

事業主からのコメント

女性職員の管理職候補者を増やすためには、監督職の女性職員の層を厚くしていくことが重要と考え、人材育成に取り組んでいます。また、今後の監督職については、女性職員の割合が高い世代が担っていくことになるため、女性職員の割合は増加していく見込みです。

4 採用した職員に占める女性職員の割合

職区分	採用人数		女性職員の割合
行政職	男性	1人	85.7%
	女性	6人	
全 体	男性	2人	81.8%
	女性	9人	

事業主からのコメント

行政職について、採用する年度により男女比の割合は異なりますが、令和5年度の採用人数は女性の占める割合が高くなりました。受験者数に占める男女比も、女性の割合がやや高い状況です。今後も性別によらず優秀な人材の採用を進めていきます。

5 男女別の育児休業取得率

性別	取得率 (参考 令和4年度)	取得者のうち取得期間が 2週間以上の割合 (参考 令和4年度)
男性	111.1% (※) (71.4%)	100% (90.0%)
女性	100% (100%)	100% (100%)

※「令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数（令和5年度中に新たに育児休業を取得した者（令和2年～4年に取得可能となった職員数も含む。）」の割合のため、取得率が100%を超えることがあります。

事業主からのコメント

男性も女性も全ての職員が家事・育児に積極的に参画していくよう、取得促進に向けた取組を継続していきます。

6 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

	取得率	【参考】令和4年度
配偶者出産休暇	55.6%	42.9%
育児参加のための休暇	66.7%	42.9%

【解説】

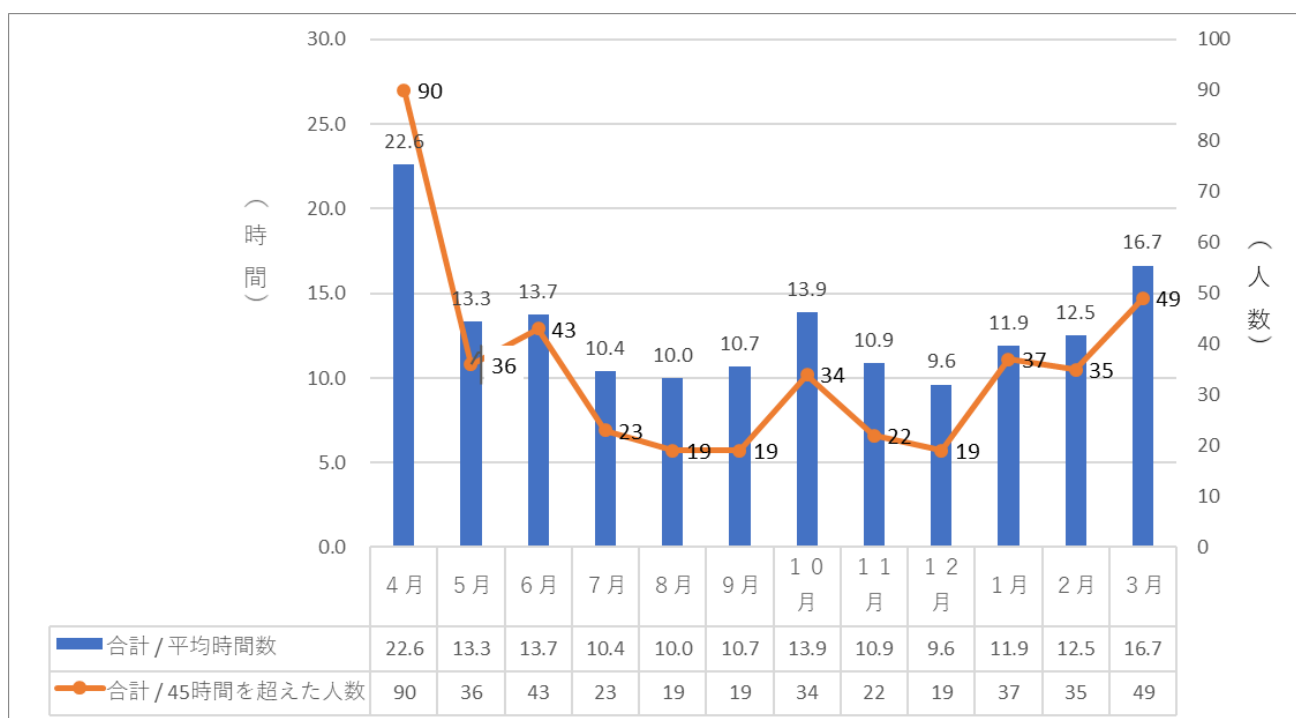
配偶者出産休暇…妻の出産に伴う入退院の付添等を行う男性職員に与えられる2日の有給の特別休暇制度

育児参加のための休暇…妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学前までの子を養育する男性職員に与えられる有給の特別休暇制度

事業主からのコメント

「配偶者出産休暇」をより周知し、今後も取得促進に向けた取組を継続していきます。

7 職員一人当たりの一月当りの超過勤務時間



事業主からのコメント

令和5年度の職員1人当たりの時間外勤務は、156時間でした。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5類感染症に移行されたことに伴い事業内容や実施方法が見直しされたことや、前年度は選挙事務が2回ありましたが、今年度は4月にみよし市議会議員一般選挙のみの実施であった影響もあり、前年度と比較して約60時間削減されました。

年度初めや年度末に時間外勤務が多いのは、年度始めから開始する事業が多いこと、年度末では事業の成果をまとめること、委託や工事が完了すること等に伴い業務量が増えることが主な要因です。また、10月は予算編成業務があり、時間外勤務が多くなる傾向があります。

今後も各所属で業務の効率化や協力体制の確保に努め、一斉定時退庁日の設定等により、時間外勤務の縮減に取り組んでいきます。

8 年次有給休暇取得率

職員1人当たりの年間取得日数 16.4日

事業主からのコメント

本市では、職員が親として子育てを喜びとして実感し、家族の絆を深めるため、また、職員自身のリフレッシュを図るため、年間取得目標を14日としており、令和5(2023)年度は達成することができました。

今後も職業生活と家庭生活の両立のために、計画的な年次有給休暇の取得につながる取組を継続していきます。